

## 生活福祉資金貸付制度について

生活福祉資金貸付制度は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障害者・高齢者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした兵庫県社会福祉協議会の制度です。制度の概要は次のとおりで、申込み窓口は市社会福祉協議会です。

貸金種類	貸付事由	貸付限度額	貸付要件	
福祉資金	福祉費	低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯が、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用	580万円以内 ※1	連帯借受人 連帯保証人 無利子 (連帯保証人ない場合は1.5%)
	緊急小口資金	市税の非課税世帯で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用  東日本大震災等により被災し、当座の生活費を必要とする世帯に貸し付ける費用	10万円以内  10～20万円以内	無利子
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯の児童が高等学校、大学（短大及び専修学校を含む）の在学中に必要な授業料等の費用 他制度（日本学生支援機構、高等学校奨学金貸与、授業料の減免、国の教育ローン他）優先	月額 高校3.5万円以内 短大等6万円以内 大学6.5万円以内	連帯借受人 連帯保証人 無利子
	就学支度費	低所得世帯の児童が高等学校、大学（短大及び専修学校を含む）等への入学時に必要な入学金等の費用 他制度（日本学生支援機構、私立高校入学資金貸付、国の教育ローン他）優先	50万円以内	
総合支援資金	生活支援費	失業者等の低所得世帯で、生活維持が困難となった世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建までに必要な生活費用	二人以上の世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内	連帯保証人 無利子 (連帯保証人ない場合は1.5%)
	住宅入居費	住宅手当を受けられる方で、敷金礼金など賃貸契約を結ぶための費用	40万円以内	
	一時生活再建費	家賃又は公共料金の滞納分や、転居に際して必要最低限の家具、電化製品の購入費用	60万円以内	
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	土地評価15百万円以上の居住用不動産を有する市税非課税の65歳以上の世帯に、当該不動産を担保として生活費を3ヶ月ごとに貸し付ける資金	不動産評価額の7割 (月額30万円以内)	3%または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	不動産評価5百万円未満の不動産を有する65歳以上の要保護世帯に、当該不動産を担保として生活費を毎月貸し付ける資金	不動産評価額の7割	

※1 使途（資金の目的）により、目安となる額が定められています。

詳しくは市社会福祉協議会（電話078-924-9105）または兵庫県社会福祉協議会（電話078-242-7944）までお問合わせください。